

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程

一部改正 新旧対照表

改正（案）	現行
<p>制 定 平成 28 年 3 月 17 日付け 27 年度発中畜第 1313 号 一部改正 平成 28 年 7 月 29 日付け 28 年度発中畜第 649 号 一部改正 平成 28 年 9 月 8 日付け 28 年度発中畜第 1000 号 一部改正 平成 28 年 12 月 14 日付け 28 年度発中畜第 1880 号 一部改正 平成 29 年 12 月 11 日付け 29 年度発中畜第 3792 号 一部改正 平成 30 年 3 月 23 日付け 29 年度発中畜第 5304 号 一部改正 令和 2 年 4 月 1 日付け 2 年度発中畜第 33 号</p>	<p>制 定 平成 28 年 3 月 17 日付け 27 年度発中畜第 1313 号 一部改正 平成 28 年 7 月 29 日付け 28 年度発中畜第 649 号 一部改正 平成 28 年 9 月 8 日付け 28 年度発中畜第 1000 号 一部改正 平成 28 年 12 月 14 日付け 28 年度発中畜第 1880 号 一部改正 平成 29 年 12 月 11 日付け 29 年度発中畜第 3792 号 一部改正 平成 30 年 3 月 23 日付け 29 年度発中畜第 5304 号</p>
<p>第 1 趣 旨 この規程は、公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）が畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業の円滑な推進を図るため、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書（平成 28 年 3 月 17 日付け 27 年度発中畜第 1401 号制定。以下「業務方法書」という。）第 23 条の規定に基づき、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1574 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第 4 の 1 及び 2 に掲げる事業ごとの補助金交付申請等に係る様式及び実施要綱第 4 の 1 の（2）の事業に係る補助方法等と取得した財産処分取扱い並びに畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1621 号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）別紙 2 の第 5 の 7 の（3）の アの（ア）及び（イ）の基金管理団体が定める貸付対象機械装置の貸付期間等について定めるものとする。</p>	<p>第 1 趣 旨 この規程は、公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）が畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業の円滑な推進を図るため、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書（平成 28 年 3 月 17 日付け 27 年度発中畜第 1401 号制定。以下「業務方法書」という。）第 23 条の規定に基づき、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1574 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第 4 の 1 及び 2 に掲げる事業ごとの補助金交付申請等に係る様式及び実施要綱第 4 の 1 の（2）の事業に係る補助方法等と取得した財産処分取扱い並びに畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1621 号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）別紙 2 の第 5 の 6 の（3）の アの（ア）及び（イ）の基金管理団体が定める貸付対象機械装置の貸付期間等について定めるものとする。</p>
<p>第 2 実施手続きに関する様式 実施要綱第 4 の 1 及び 2 に掲げる事業ごとの補助金交付申請等に係る様式は、次のとおり別記 1 から 7 に定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 別記 1 施設整備事業 別記 2 - 1 機械導入事業 別記 2 - 2 機械導入事業（公募選定団体） 別記 3 調査・実証・推進事業 別記 4 - 1 畜産経営基盤継承支援事業（施設整備事業） 別記 4 - 2 畜産経営基盤継承支援事業（推進事業） 別記 5 生産基盤拡大加速化事業・肉用牛 別記 6 生産基盤拡大加速化事業・乳用牛 別記 7 畜産・酪農生産力強化対策事業 	<p>第 2 実施手続きに関する様式 実施要綱第 4 の 1 及び 2 に掲げる事業ごとの補助金交付申請等に係る様式は、別記 1 から 4 に定めるとおりとする。</p>

第3 補助方法等の取扱い

業務方法書第14条に定める事業の実施のうち、実施要領別紙2の第1の1及び2の事業に係る同要領別紙2の第5の6の補助方法等については、別記2-1 別添1の規定に基づき、適正に行うこととする。

第4 財産処分についての取扱い

業務方法書第20条の5に定める財産処分手続のうち、実施要領別紙2の第1の1及び2の事業により取得した財産の処分については、別記2-1 別添2の規定に基づき、適正に行うこととする。

第5 基金管理団体が定める貸付期間等

(1) 実施要領別紙2の第5の7の(3)のアの(ア)の基金管理団体が別に定める貸付対象機械装置の貸付期間は、1年から法定耐用年数以内の期間で、借受者とリース事業者が合意した期間とする。

(2) また、実施要領別紙2の第5の7の(3)のアの(イ)の基金管理団体が別に定める貸付期間終了後の貸付対象機械装置の取扱いについては、再リース又は第三者への譲渡により引き続き効率的に利用するよう努めることとするが、これが困難な場合は、事業実施主体がリース事業者と協議し処理する。

別記1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）

年号の改正（令和）

第3 補助方法等の取扱い

業務方法書第14条に定める事業の実施のうち、事業実施要領別紙2の第1の1及び2の事業に係る同要領別紙2の第5の5の補助方法等については、別記2 別添1の規定に基づき、適正に行うこととする。

第4 財産処分についての取扱い

業務方法書第20条の5に定める財産処分手続のうち、事業実施要領別紙2の第1の1及び2の事業により取得した財産の処分については、別記2 別添2の規定に基づき、適正に行うこととする。

第5 基金管理団体が定める貸付期間等

(1) 実施要領別紙2の第5の6の(3)のアの(ア)の基金管理団体が別に定める貸付対象機械装置の貸付期間は、1年から法定耐用年数以内の期間で、借受者とリース事業者が合意した期間とする。

(2) また、実施要領別紙2の第5の6の(3)のアの(イ)の基金管理団体が別に定める貸付期間終了後の貸付対象機械装置の取扱いについては、再リース又は第三者への譲渡により引き続き効率的に利用するよう努めることとするが、これが困難な場合は、基金管理団体がリース事業者と協議し処理する。

別記1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）

年号の改正（平成）

別記2-1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）

別記2-1参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の4の（4）関係）
（中央畜産会 畜産クラスター協議会）

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業購入方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

畜産クラスター協議会会長 様
（都道府県窓口団体経由）

公益社団法人中央畜産会
会 長 印

このことについて、下記により事業参加を承認したので通知します。

なお、取組主体に対する事業参加承認通知については、貴職から下記の2及び3の条件を付し通知いただきますようお願いいたします。

記

1 補助対象機械装置

補助対象となる機械装置は、令和 年 月 日付け 第 号の令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）参加申請書（以下「申請書」という。）をもって申請のあった機械装置とし、その内容は別紙「令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施計画書」のとおりとする。

2 取組主体は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知）畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）同実施要領の別紙2及び公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1401号）並びに畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1313号）の定めるところに従わなければならない。

3 事業参加承認の条件は、前記2に定めるもののほか、次のとおりとする。

（1）取組主体は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならないこと。

ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過していない場合にあっては、別紙様式の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

（2）取組主体は、本事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従い、効率的な運用を図らなければならないこと。

（3）取組主体は、取得財産等（1件当たりの取得価格が50万円以上のもの）については、処分制限期間中において公益社団法人中央畜産会会長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

（4）取組主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、公益社団法人中央畜産会会長の承認を受けなければならないこと。

別記2 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）

別記2-1参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の3の（4）関係）
（中央畜産会 畜産クラスター協議会）

平成 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業購入方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

畜産クラスター協議会会長 様
（都道府県窓口団体経由）

公益社団法人中央畜産会
会 長 印

このことについて、下記により事業参加を承認したので通知します。

なお、取組主体及び貸付主体（以下「取組主体等」という。）に対する事業参加承認通知については、貴職から下記の2及び3の条件を付し通知いただきますようお願いいたします。

記

1 補助対象機械装置

補助対象となる機械装置は、平成 年 月 日付け 第 号の平成 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）参加申請書（以下「申請書」という。）をもって申請のあった機械装置とし、その内容は別紙「平成 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施計画書」のとおりとする。

2 取組主体等は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知）畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知、同実施要領の別紙2及び公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1401号）並びに畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1313号）の定めるところに従わなければならない。

3 事業参加承認の条件は、前記2に定めるもののほか、次のとおりとする。

（1）取組主体等は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならないこと。

ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過していない場合にあっては、別紙様式の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

（2）取組主体等は、本事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従い、効率的な運用を図らなければならないこと。

（3）取組主体等は、取得財産等（1件当たりの取得価格が50万円以上のもの）については、処分制限期間中において公益社団法人中央畜産会会長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

（4）取組主体等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、公益社団法人中央畜産会会長の承認を受けなければならないこと。

別記2 - 1 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の4の（4）関係）

（畜産クラスター協議会 取組主体）

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業購入方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

取組主体 様

畜産クラスター協議会
会 長

印

このことについて、下記のとおり事業参加が承認されたので通知します。

記

1 補助対象機械装置

補助対象となる機械装置は、令和 年 月 日付け 第 号の令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）参加申請書（以下「申請書」という。）をもって申請のあった機械装置とし、その内容は別紙「令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施計画書」のとおりとする。

2 取組主体は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）、同実施要領の別紙2及び公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1401号）並びに畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1313号）の定めるところに従わなければならない。

3 事業参加承認の条件は、前記2に定めるもののほか、次のとおりとする。

（1）取組主体は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過していない場合にあっては、別紙様式の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

（2）取組主体は、本事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従い、効率的な運用を図らなければならない。

（3）取組主体は、取得財産等（1件当たりの取得価格が50万円以上のもの）については、処分制限期間中において公益社団法人中央畜産会会長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

（4）取組主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、公益社団法人中央畜産会会長の承認を受けなければならない。

別記2 - 1 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の3の（4）関係）

（畜産クラスター協議会 取組主体等）

平成 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業購入方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

取組主体等 様

畜産クラスター協議会
会 長

印

このことについて、下記のとおり事業参加が承認されたので通知します。

記

1 補助対象機械装置

補助対象となる機械装置は、平成 年 月 日付け 第 号の平成 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）参加申請書（以下「申請書」という。）をもって申請のあった機械装置とし、その内容は別紙「平成 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施計画書」のとおりとする。

2 取組主体等は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）、同実施要領の別紙2及び公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1401号）並びに畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1313号）の定めるところに従わなければならない。

3 事業参加承認の条件は、前記2に定めるもののほか、次のとおりとする。

（1）取組主体等は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過していない場合にあっては、別紙様式の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

（2）取組主体等は、本事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従い、効率的な運用を図らなければならない。

（3）取組主体等は、取得財産等（1件当たりの取得価格が50万円以上のもの）については、処分制限期間中において公益社団法人中央畜産会会長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

（4）取組主体等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、公益社団法人中央畜産会会長の承認を受けなければならない。

添付資料

畜産クラスター協議会会長宛ての事業参加承認通知書の別紙に同じ。

別紙様式

畜産クラスター協議会会長宛ての事業参加承認通知書の別紙様式に同じ。

添付資料

畜産クラスター協議会会長宛ての事業参加承認通知書の別紙に同じ。

別紙様式

畜産クラスター協議会会長宛ての事業参加承認通知書の別紙に同じ。

別記2 - 1 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の4の（4）関係）
（中央畜産会 都道府県窓口団体）

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業購入方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

都道府県窓口団体会長 様

公益社団法人中央畜産会
会 長 印

このことについて、別紙の実施計画書のとおり事業参加を承認しましたので通知いたします。
なお、貴（都道府）県の畜産クラスター協議会に対しましては、事業参加承認通知書を同封いたしますので、貴職から手交いただきますようお願いいたします。

添付資料

畜産クラスター協議会会長宛ての事業参加承認通知書の別紙に同じ。

〔削る〕

別記2 - 1 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の3の（4）関係）
（中央畜産会 都道府県窓口団体）

平成 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業購入方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

都道府県窓口団体会長 様

公益社団法人中央畜産会
会 長 印

このことについて、別紙の実施計画書のとおり事業参加を承認しましたので通知いたします。
なお、貴（都道府）県の畜産クラスター協議会に対しましては、事業参加承認通知書を同封いたしますので、貴職から手交いただきますようお願いいたします。

添付資料

畜産クラスター協議会会長宛ての事業参加承認通知書の別紙に同じ。

（注）熊本地震対応畜産クラスター計画に基づく取組については、【第 回要望分】の箇所を【熊本地震対応】に置き換えるものとする。

別記2 - 1 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の4の（4）関係）
（中央畜産会 都道府県知事）

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業購入方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

都道府県知事 様

公益社団法人中央畜産会
会 長 印

このことについて、別紙の実施計画書のとおり事業参加を承認しましたのでご報告いたします。
なお、貴（都道府）県の窓口団体、畜産クラスター協議会に対しましては、別途通知しましたので申し添えます。

添付資料

畜産クラスター協議会会長宛ての事業参加承認通知書の別紙に同じ。

〔削る〕

別記2 - 1 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の3の（4）関係）
（中央畜産会 都道府県知事）

平成 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業購入方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

都道府県知事 様

公益社団法人中央畜産会
会 長 印

このことについて、別紙の実施計画書のとおり事業参加を承認しましたのでご報告いたします。
なお、貴（都道府）県の窓口団体、畜産クラスター協議会に対しましては、別途通知しましたので申し添えます。

添付資料

畜産クラスター協議会会長宛ての事業参加承認通知書の別紙に同じ。

（注）熊本地震対応畜産クラスター計画に基づく取組については、【第 回要望分】の箇所を【熊本地震対応】に置き換えるものとする。

別記2 - 1 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の4の（4）関係）
（中央畜産会 畜産クラスター協議会）

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業リース方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

畜産クラスター協議会会長 様
（都道府県窓口団体経由）

公益社団法人中央畜産会
会 長 印

このことについて、別紙「令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）
実施計画書」のとおり事業参加を承認したので通知します。

なお、取組主体等の事業参加承認通知書については、同封いたしますので貴職から手交いただきますようお願いいたします。

添付資料

別記2 - 1 参考様式の畜産クラスター協議会会長宛ての事業参加承認通知書の別紙に同じ。

[削る]

別記2 - 2 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の3の（4）関係）
（中央畜産会 畜産クラスター協議会）

平成 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業リース方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

畜産クラスター協議会会長 様
（都道府県窓口団体経由）

公益社団法人中央畜産会
会 長 印

このことについて、別紙「平成 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）
実施計画書」のとおり事業参加を承認したので通知します。

なお、取組主体等の事業参加承認通知書1については、同封いたしますので貴職から手交いただきますようお願いいたします。

添付資料

別記2 - 1 参考様式の畜産クラスター協議会会長宛ての事業参加承認通知書の別紙に同じ。

（注）熊本地震対応畜産クラスター計画に基づく取組については、熊本地震復旧等予備費にあっては【第 回要望分】の箇所を【熊本地震復旧等予備費分】、平成28年熊本地震対応畜産・酪農収益力強化対策にあっては【熊本地震対応（平成28年度補正分）】、平成27年度補正基金分にあっては【熊本地震対応（基金対応分）】に置き換えるものとする。

別記2 - 1 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の4の（4）関係）
（中央畜産会 取組主体等）

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業リース方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

取組主体等 様
（都道府県窓口団体経由）

公益社団法人中央畜産会
会 長 印

このことについて、下記のとおり事業参加を承認したので通知します。
記

- 1 補助対象機械装置
補助対象となる機械装置は、令和 年 月 日付け 第 号の令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）参加申請書（以下「申請書」という。）をもって申請のあった機械装置とし、その内容は別紙「令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施計画書」のとおりとする。
- 2 取組主体等は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）、同実施要領の別紙2（以下「要領別紙2」という。）及び公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1401号）並びに畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1313号）の定めるところに従わなければならない。
- 3 事業参加承認の条件は、前記2に定めるもののほか、次のとおりとする。
（1）取組主体等は、本事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従い、効率的な運用を図らなければならない。
（2）取組主体等は、貸付期間満了に伴いリース事業者から譲渡を受けた取得財産等（1件当たりの取得価格が50万円以上のもの）であって、処分制限期間を経過していない場合は、要領別紙2の第5の7の（3）のアの（ア）により財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。
（3）取組主体等は、取得財産等については、処分制限期間中において公益社団法人中央畜産会会長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
（4）取組主体等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、公益社団法人中央畜産会会長の承認を受けなければならない。

別記2 - 2 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の3の（4）関係）
（中央畜産会 取組主体等）

平成 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業リース方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

取組主体等 様
（都道府県窓口団体経由）

公益社団法人中央畜産会
会 長 印

このことについて、下記のとおり事業参加を承認したので通知します。
記

- 1 補助対象機械装置
補助対象となる機械装置は、平成 年 月 日付け 第 号の平成 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）参加申請書（以下「申請書」という。）をもって申請のあった機械装置とし、その内容は別紙「平成 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施計画書」のとおりとする。
- 2 取組主体等は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）、同実施要領の別紙2及び公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1401号）並びに畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1313号）の定めるところに従わなければならない。
- 3 事業参加承認の条件は、前記2に定めるもののほか、次のとおりとする。
（1）取組主体等は、本事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従い、効率的な運用を図らなければならない。
（2）取組主体等は、貸付期間満了に伴いリース事業者から譲渡を受けた取得財産等（1件当たりの取得価格が50万円以上のもの）であって、処分制限期間を経過していない場合は、別紙様式の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。
（3）取組主体等は、取得財産等については、処分制限期間中において公益社団法人中央畜産会会長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
（4）取組主体等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、公益社団法人中央畜産会会長の承認を受けなければならない。

添付資料

別記 2 - 1 参考様式の事業参加承認通知書（実施要領別紙 2 の第 5 の 4 の（ 4 ）関係）畜産クラスター協議会会長宛ての事業参加承認通知書の別紙に同じ。

〔 削る 〕

添付資料

別記 2 - 1 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙 2 の第 5 の 3 の（ 4 ）関係）畜産クラスター協議会会長宛ての事業参加承認通知書の別紙に同じ。

（注）熊本地震対応畜産クラスター計画に基づく取組については、熊本地震復旧等予備費にあっては【第 回要望分】の箇所を【熊本地震復旧等予備費分】、平成 28 年熊本地震対応畜産・酪農収益力強化対策にあっては【熊本地震対応（平成 28 年度補正分）】、平成 27 年度補正基金分にあっては【熊本地震対応（基金対応分）】に置き換えるものとする。

別記2 - 1 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の4の（4）関係）
（中央畜産会 都道府県窓口団体）

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業リース方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

都道府県窓口団体会長 様

公益社団法人中央畜産会
会 長 印

このことについて、別紙の実施計画書のとおり事業参加を承認しましたので通知いたします。
なお、貴（都道府）県の畜産クラスター協議会及び取組主体等に対しましては、事業参加承認通知書を同封いたしますので、貴職から通知いただきますようお願いいたします。

添付資料

畜産クラスター協議会会長宛ての事業参加承認通知書の別紙に同じ。

〔 削る 〕

別記2 - 2 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の3の（4）関係）
（中央畜産会 都道府県窓口団体）

平成 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業リース方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

都道府県窓口団体会長 様

公益社団法人中央畜産会
会 長 印

このことについて、別紙の実施計画書のとおり事業参加を承認しましたので通知いたします。
なお、貴（都道府）県の畜産クラスター協議会及び取組主体等に対しましては、事業参加承認通知書を同封いたしますので、貴職から通知いただきますようお願いいたします。

添付資料

畜産クラスター協議会会長宛ての事業参加承認通知書の別紙に同じ。

（注）熊本地震対応畜産クラスター計画に基づく取組については、熊本地震復旧等予備費にあっては【第 回要望分】の箇所を【熊本地震復旧等予備費分】、平成28年熊本地震対応畜産・酪農収益力強化対策にあっては【熊本地震対応（平成28年度補正分）】、平成27年度補正基金分にあっては【熊本地震対応（基金対応分）】に置き換えるものとする。

別記2 - 1 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の4の（4）関係）
（中央畜産会 都道府県知事）

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業リース方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

都道府県知事 様

公益社団法人中央畜産会
会 長 印

このことについて、別紙の実施計画書のとおり事業参加を承認しましたのでご報告いたします。
なお、貴（都道府）県の窓口団体、畜産クラスター協議会及び取組主体等に対しましては、別途
通知しましたので申し添えます。

添付資料

畜産クラスター協議会会長宛ての事業参加承認通知書の別紙に同じ。

[削る]

別記2 - 2 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の3の（4）関係）
（中央畜産会 都道府県知事）

平成 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業リース方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

都道府県知事 様

公益社団法人中央畜産会
会 長 印

このことについて、別紙の実施計画書のとおり事業参加を承認しましたのでご報告いたします。
なお、貴（都道府）県の窓口団体、畜産クラスター協議会及び取組主体等に対しましては、別途
通知しましたので申し添えます。

添付資料

畜産クラスター協議会会長宛ての事業参加承認通知書の別紙に同じ。

（注） 熊本地震対応クラスター計画に基づく事業参加申請の承認にあたっては、熊本地震復旧等
予備費にあつては、【第 回要望分】の箇所を【熊本地震復旧等予備費分】、平成28年熊本地
震対応畜産・酪農収益力強化対策にあつては【熊本地震対応（平成28年度補正分）】、平成27
年度基金分にあつては【熊本地震対応（基金対応分）】に置き換えるものとする。

別記2-1様式第1-1号(実施要領別紙2の第6の1関係)

(畜産クラスター協議会 中央畜産会)

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業購入方式)

実績報告書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会

会 長 殿

(都道府県窓口団体経由)

住 所

畜産クラスター協議会会長 氏 名 印

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領(平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知)別紙2の第6の1の規定に基づき、下記のとおりその実績を報告する。

また、併せて畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程 別記2-1 別添1の規定に基づき、下記のとおり補助金 円を請求する。

記

1 事業名

畜産経営強化支援事業(又は飼料生産受託組織等経営高度化支援事業)

2 補助対象機械装置・金額等

No	取組主体名	補助対象機械装置の概要						機械装置価格・補助金等									
		補助機械装置名 ※1	新品・中古の区分	法定耐用年数 ①	中古機械の場合		型式	販売業者	数量	機械価格 A (円)	消費税 B (円)	計 (円)	下取り機械 価格 C (円)	下取りに係る消費税 D (円)	計 (円)	補助率	補助金額 ((A-C)×1/2 以内) (円)
					経過年数 ②	残存年数 (①-②) ※2											
1																1/2	
2																1/2	
3																1/2	
計																	

※1:新品・中古の別は1(新品)、2(中古)のいずれかの番号を記入。なお、中古は残存年数が2年以上の場合に限る。

※2:新品の場合の残存年数は法定耐用年数となる。

3 添付書類

(1) 別記2-1様式第1-1号 令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業購入方式)実績報告書【第 回要望分】(取組主体から提出された実績報告書)の写し

(2) 別記2-1様式第2-1号 補助対象機械装置の導入報告書(購入方式)の写し

<振込先>

金融機関名

支店名

口座種別・口座番号

口座名義(フリガナ)

[削る]

別記2様式第1-1号(実施要領別紙2の第6の1関係)

(畜産クラスター協議会 中央畜産会)

平成 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業購入方式)

実績報告書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会

会 長 殿

(都道府県窓口団体経由)

住 所

畜産クラスター協議会会長 氏 名 印

平成 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領(平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知)別紙2の第6の1の規定に基づき、下記のとおりその実績を報告する。

また、併せて畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程 別記2 別添1の規定に基づき、下記のとおり補助金 円を請求する。

記

1 事業名

畜産経営強化支援事業(又は飼料生産受託組織等経営高度化支援事業)

2 補助対象機械装置・金額等

No	取組主体名	補助対象機械装置の概要						機械装置価格・補助金等									
		補助機械装置名 ※1	新品・中古の区分	法定耐用年数 ①	中古機械の場合		型式	販売業者	数量	機械価格 A (円)	消費税 B (円)	計 (円)	下取り機械 価格 C (円)	下取りに係る消費税 D (円)	計 (円)	補助率	補助金額 ((A-C)×1/2 以内) (円)
					経過年数 ②	残存年数 (①-②) ※2											
1																1/2	
2																1/2	
3																1/2	
計																	

※1:新品・中古の別は1(新品)、2(中古)のいずれかの番号を記入。なお、中古は残存年数が2年以上の場合に限る。

※2:新品の場合の残存年数は法定耐用年数となる。

3 添付書類

(1) 別記2様式第1-1号 平成 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業購入方式)実績報告書【第 回要望分】(取組主体等から提出された実績報告書)の写し

(2) 別記2様式第2-1号 補助対象機械装置の導入報告書(購入方式)の写し

<振込先>

金融機関名

支店名

口座種別・口座番号

口座名義

(注1)熊本地震対応畜産クラスター計画に基づく取組については、【第 回要望分】の箇所を【熊本地震対応】に置き換えるものとする。

別記2-1様式第1-1号(実施要領別紙2の第6の1関係)

(取組主体 畜産クラスター協議会)

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業購入方式)
実績報告書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

畜産クラスター協議会
会 長 殿

住 所
取組主体名 印

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領(平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知)別紙2の第6の1の規定に基づき、下記のとおりその実績を報告する。

また、併せて、下記のとおり補助金 円を請求する。

記

1 事業名

畜産経営強化支援事業(又は飼料生産受託組織等経営高度化支援事業)

2 補助対象機械装置・金額等

No	取組主体名	補助対象機械装置の概要						機械装置価格、補助金等								
		補助機械装置名 ※1	新品・中古の区分 ①	中古機械の場合		型式	販売業者	数量	機械価格 A (円)	消費税 B (円)	計 (円)	下取り機械 価格 C (円)	下取りに係る消費税 D (円)	計 (円)	補助率	補助金額 ((A-C)×1/2 以内) (円)
				経過年数 ②	残存年数 (①-②) ※2											
1															1/2	
2															1/2	
3															1/2	
計																

※1:新品・中古の別は1(新品)、2(中古)のいずれかの番号を記入。なお、中古は残存年数が2年以上の場合に限る。

※2:新品の場合の残存年数は法定耐用年数となる。

3 添付書類

別記2-1様式第2-1号 補助対象機械装置の導入報告書(購入方式)

<振込先>

金融機関名
支店名
口座種別・口座番号
口座名義(フリガナ)
[削る]

別記2様式第1-1号(実施要領別紙2の第6の1関係)

(取組主体等 畜産クラスター協議会)

平成 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業購入方式)
実績報告書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

畜産クラスター協議会
会 長 殿

住 所
取組主体等名 印

平成 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領(平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知)別紙2の第6の1の規定に基づき、下記のとおりその実績を報告する。

また、併せて、下記のとおり補助金 円を請求する。

記

1 事業名

畜産経営強化支援事業(又は飼料生産受託組織等経営高度化支援事業)

2 補助対象機械装置・金額等

No	取組主体名	補助対象機械装置の概要						機械装置価格、補助金等								
		補助機械装置名 ※1	新品・中古の区分 ①	中古機械の場合		型式	販売業者	数量	機械価格 A (円)	消費税 B (円)	計 (円)	下取り機械 価格 C (円)	下取りに係る消費税 D (円)	計 (円)	補助率	補助金額 ((A-C)×1/2 以内) (円)
				経過年数 ②	残存年数 (①-②) ※2											
1															1/2	
2															1/2	
3															1/2	
計																

※1:新品・中古の別は1(新品)、2(中古)のいずれかの番号を記入。なお、中古は残存年数が2年以上の場合に限る。

※2:新品の場合の残存年数は法定耐用年数となる。

3 添付書類

別記2様式第2-1号 補助対象機械装置の導入報告書(購入方式)

<振込先>

金融機関名
支店名
口座種別・口座番号
口座名義
(注1)熊本地震対応畜産クラスター計画に基づく取組については、【第 回要望分】の箇所を【熊本地震対応】に置き換えるものとする。

別記2-1様式第1-2号(実施要領別紙2の第6の1関係)

(取組主体等 中央畜産会)

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業リース方式)
実績報告書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会

会 長 殿

(都道府県窓口団体経由)

住 所
取組主体等(借受者)名 印

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要領(平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知)別紙2の第6の1の規定に基づき、下記のとおりその実績を報告する。

記

1 事業名

畜産経営強化支援事業(又は飼料生産受託組織等経営高度化支援事業)

2 貸付対象機械装置・金額等

(注)機械装置名、数量、機械価格、消費税、補助金額等を記載する。

3 添付書類

(1)貸付対象機械装置に係るリース契約書(写し)

(2)貸付対象機械装置の導入報告書(別記2-1様式第2-2号)

(注)農協等が再貸付を行っている場合は、再貸付先から実績報告を受け作成すること。

[削る]

別記2様式第1-2号(実施要領別紙2の第6の1関係)

(取組主体等 中央畜産会)

平成 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業リース方式)
実績報告書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会

会 長 殿

(都道府県窓口団体経由)

住 所
取組主体等(借受者)名 印

平成 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要領(平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知)別紙2の第6の1の規定に基づき、下記のとおりその実績を報告する。

記

1 事業名

畜産経営強化支援事業(又は飼料生産受託組織等経営高度化支援事業)

2 貸付対象機械装置・金額等

(注)機械装置名、数量、機械価格、消費税、補助金額等を記載する。

3 添付書類

(1)貸付対象機械装置に係るリース契約書(写し)

(2)貸付対象機械装置の導入報告書(別記2様式第2-2号)

(注1)農協等が再貸付を行っている場合は、再貸付先から実績報告を受け作成すること。

(注2)熊本地震対応畜産クラスター計画に基づく取組については、【第 回要望分】の箇所を【熊本地震対応】に置き換えるものとする。

別記2-1様式第2-1号

補助対象機械装置の導入報告書（購入方式）

事業名：畜産経営強化支援事業（又は飼料生産受託組織等経営高度化支援事業）

取組主体	組織名：			
	代表者名： 印			
販売業者	会社名：			
補助対象機械装置の名称				
銘柄（製造メーカー）				
型式				
機械装置製造番号				
車両等の場合登録番号				
補助対象機械装置の納入年月日				
導入年月日				
導入場所				
所見	申請内容と相違ないか			
	カタログどおりか			
	新品であるか			
	試運転の結果はどうか			
	業者から取扱説明を受けたか			
備考				

- (注) 1 事業ごと販売業者ごとに作成する。
 2 導入日に撮影した機械装置の全景写真（四方から）及びメーカー名・製造番号・車両登録番号の確認可能な銘板等の写真並びに車検証もしくは標識交付証明書等（登録車両、届出車輛のみ）の写し。
 3 売買契約書又はこれに代わる注文書等の写し、納品書の写し、明細書の写し、領収書又はこれに代わる振込依頼書の控えの写し、動産総合保険証等の写しを添付する。
 4 「別紙様式 財産管理台帳」の写し。
 5 機械装置や銘柄、型式などは事業参加承認通知書記載の通りに作成すること。

別記2様式第2-1号

補助対象機械装置の導入報告書（購入方式）

事業名：畜産経営強化支援事業（又は飼料生産受託組織等経営高度化支援事業）

取組主体等	組織名：			
	代表者名： 印			
販売業者	会社名：			
補助対象機械装置の名称				
銘柄（製造メーカー）				
型式				
機械装置製造番号				
車両等の場合登録番号				
補助対象機械装置の納入年月日				
導入年月日				
導入場所				
所見	申請内容と相違ないか			
	カタログどおりか			
	新品であるか			
	試運転の結果はどうか			
	業者から取扱説明を受けたか			
備考				

- (注) 1 事業ごと販売業者ごとに作成する。
 2 納入当日に撮影した機械装置の全景写真及び製造番号・車両登録番号の確認可能な写真並びに車検証（登録車両のみ）の写し。
 3 売買契約書又はこれに代わる注文書等の写し、納品書の写し、明細書の写し、領収書又はこれに代わる振込依頼書の控えの写し、動産総合保険証の写しを添付する。
 4 「別紙様式 財産管理台帳」の写し。

別記2-1様式第2-2号

補助対象機械装置の導入報告書（リース方式）

業名：畜産経営強化支援事業（又は飼料生産受託組織等経営高度化支援事業）

取組主体等(借受者)	組織名：			
	代表者名：			印
リース事業者	会社名：			
補助対象機械装置の名称				
銘柄（製造メーカー）				
型式				
機械装置製造番号				
車両等の場合登録番号				
販売業者等の名称				
補助対象機械装置の納入年月日				
貸付番号				
導入年月日				
導入場所				
所見	申請内容と相違ないか			
	カタログどおりか			
	新品であるか			
	試運転の結果はどうか			
	業者から取扱説明を受けたか			
備考				

- (注) 1 事業ごとリース事業者ごとに作成する。
 2 導入日に撮影した機械装置の全景写真（四方から）及びメーカー名・製造番号・車両登録番号の確認可能な銘板等の写真並びに納品書、明細書、車検証もしくは標識交付証明書等（登録車両、届出車輛のみ）の写しを添付する。
 3 農協等が再貸付を行っている場合は、備考欄に取組主体名を記入する。
 4 機械装置や銘柄、型式などは事業参加承認通知書記載の通りに作成すること。

別記2様式第2-2号

補助対象機械装置の導入報告書（リース方式）

業名：畜産経営強化支援事業（又は飼料生産受託組織等経営高度化支援事業）

取組主体等(借受者)	組織名：			
	代表者名：			印
リース事業者	会社名：			
補助対象機械装置の名称				
銘柄（製造メーカー）				
型式				
機械装置製造番号				
車両等の場合登録番号				
販売業者等の名称				
補助対象機械装置の納入年月日				
貸付番号				
導入年月日				
導入場所				
所見	申請内容と相違ないか			
	カタログどおりか			
	新品であるか			
	試運転の結果はどうか			
	業者から取扱説明を受けたか			
備考				

- (注) 1 事業ごとリース事業者ごとに作成する。
 2 納入当日に撮影した機械装置の全景写真及び製造番号・車両登録番号の確認可能な写真並びに納品書、明細書の写しを添付する。
 3 農協等が再貸付を行っている場合は、備考欄に取組主体名を記入する。

別記2-1様式第3号(業務方法書第9条関係)(リース事業者 中央畜産会)

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業リース方式)
精算払請求書【第 回要望調査分】

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

住 所
リース事業者名
代 表 者 名 印

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程 別記2-1 別添1の規定に基づき、下記のとおり補助金 円を請求する。

記

1 請求対象借受者数及び補助金額

事業名	借受者数(件)	補助金額(円)
畜産経営強化支援事業		
飼料生産受託組織等経営高度化支援事業		
計		

2 添付書類

- (1) 事業別県別の請求明細書
- (2) 貸付対象機械装置に係るリース契約書(写し)
- (3) 貸付対象機械装置に係る借受証(写し)
- (4) 貸付対象機械装置の詳細が分る資料(機械装置ごとの銘柄、型式と台数)

3 支払先

金融機関名
支店名
口座種別・口座番号
口座名義(フリガナ)

[削る]

別記2様式第3号(業務方法書第9条関係)(リース事業者 中央畜産会)

平成 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業リース方式)
精算払請求書【第 回要望調査分】

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

住 所
リース事業者名
代 表 者 名 印

平成 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程 別記2 別添1の規定に基づき、下記のとおり補助金 円を請求する。

記

1 請求対象借受者数及び補助金額

事業名	借受者数(件)	補助金額(円)
畜産経営強化支援事業		
飼料生産受託組織等経営高度化支援事業		
計		

2 添付書類

- (1) 事業別県別の請求明細書
- (2) 貸付対象機械装置に係るリース契約書(写し)
- (3) 貸付対象機械装置に係る借受証(写し)
- (4) 貸付対象機械装置の詳細が分る資料(機械装置ごとの銘柄、型式と台数)

3 支払先

金融機関名1
支店名
口座種別・口座番号
口座名義

(注)熊本地震対応畜産クラスター計画に基づく取組については、【第 回要望分】の箇所を【熊本地震対応】に置き換えるものとする。

別記2 - 1様式第4号(業務方法書第9条第6項関係)

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)の
仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

住 所
リース事業者名
代 表 者 名 印

令和 年 月 日付け の精算払請求により交付を受けた補助金について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業))について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程 別記2 - 1 別添1の3の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)補助金の精算払請求額	金 円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金 円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金 円
4 補助金返還相当額(3 - 2)	金 円

(注)記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付記2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し
- ・3の金額の積算内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。)
- ・事業を実施する者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。
- ・その他参考となる資料を添付すること。

別記2様式第4号(業務方法書第9条第6項関係)

平成 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)の
仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

住 所
リース事業者名
代 表 者 名 印

平成 年 月 日付け の精算払請求により交付を受けた補助金について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業))について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程 別記2 別添1の3の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)補助金の精算払請求額	金 円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金 円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金 円
4 補助金返還相当額(3 - 2)	金 円

(注)記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付記2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し
- ・3の金額の積算内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。)
- ・事業を実施する者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。
- ・その他参考となる資料を添付すること。

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料。
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）。
- ・事業を実施する者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。
- ・その他参考となる資料を添付すること。

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料。
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）。
- ・事業を実施する者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。
- ・その他参考となる資料を添付すること。

別記2 - 1 別添1

事業実施要領別紙2の第1の1及び2の事業に係る補助方法等の取扱い

第1 補助金の請求

- 1 会長は、事業実施要領別紙2の第1の1及び2の事業に係る取組主体等が機械装置の導入を完了したときは、リース方式にあってはリース事業者から精算払請求書、購入方式にあっては畜産クラスター協議会から実績報告書による補助金の請求を受けるものとする。
- 2 また、会長は、公募選定団体が審査を行ったリース事業者及び畜産クラスター協議会への補助金の支払いについて、公募選定団体から補助金の請求を受けるものとする。

第2 補助金の支払い

- 1 会長は、第1の1の規定による請求を受けた場合には、その内容の審査及び必要に応じて確認・調査等を行い、実施要領別紙2の第6の1の取組主体等の実績報告書及び実施要領別紙2の第5の4の(4)の事業参加承認の内容とこれに付した条件との整合性を確認し、補助金の支出が適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、その支払額を請求者に通知するとともに、速やかに支払いを行うものとする。
- 2 会長は第1の2の規定による請求を受けた場合には、必要に応じて確認・調査等を行い、補助金の支出が適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、その支払額を公募選定団体が審査を行ったリース事業者及び畜産クラスター協議会に通知するとともに、速やかに支払いを行うものとする。併せて、公募選定団体にも支払日を通知するものとする。

第3 消費税の取扱い

- 1 精算払請求をしたリース事業者は、第2の1の精算払請求書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 2 精算払請求をしたリース事業者は、精算払請求をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した事業実施主体等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税等相当額報告書により速やかに会長に報告するとともに、会長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第2の1及び第2の2の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により会長に報告しなければならない。

別記2 別添1

事業実施要領別紙2の第1の1及び2の事業に係る補助方法等の取扱い

会長は、事業実施要領別紙2の第1の1及び2の事業に係る取組主体等が機械装置の導入を完了したときは、リース方式にあってはリース事業者から精算払請求書、購入方式にあっては畜産クラスター協議会から実績報告書による補助金の請求を受けるものとする。

- 1 会長は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の審査及び必要に応じて確認・調査等を行い、実施要領別紙2の第6の1の取組主体等の実績報告書および実施要領別紙2の第5の3の(4)の事業参加承認の内容とこれに付した条件との整合性を確認し、補助金の支出が適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、その支払額を請求者に通知するとともに、速やかに支払いを行うものとする。

- 2 精算払請求をしたリース事業者は、1の精算払請求書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 精算払請求をしたリース事業者は、精算払請求をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した事業実施主体等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税等相当額報告書により速やかに会長に報告するとともに、会長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、2の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により会長に報告しなければならない。

別記2 - 1 別添1 参考様式 補助金支払通知書（機械導入事業購入方式）

（中央畜産会 畜産クラスター協議会）

番 号

年 月 日

畜産クラスター協議会会長 会長 様

（都道府県窓口団体経由）

公益社団法人中央畜産会

会 長 印

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業購入方式）
に係る補助金の精算払いについて【第 回要望分】

令和 年 月 日付けをもって提出された標記事業実績報告書につきまして、内容について審査したところ妥当と認められるので畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程別記2 - 1 別添1 の第2の1の規定に基づき、下記のとおり補助金の支払いを通知します。

なお、令和 年 月 日に指定の畜産クラスター協議会の口座に振込みますので、入金確認後、直ちに当該取組主体への支払いをお願いいたします。

記

1 支払額

円

2 取組主体名

3 補助対象機械装置

貴会より提出された別添財産管理台帳のとおり

[新設]

別記2 - 1 別添1参考様式 補助金支払通知書（機械導入事業購入方式）
（中央畜産会 窓口団体）

[新設]

番 号
年 月 日

都道府県窓口団体会長 様

公益社団法人中央畜産会
会 長 印

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業購入方式）
に係る補助金の精算払いについて【第 回要望分】

このことについて、別添のとおり補助金の支払いを決定しましたので通知いたします。
なお、畜産クラスター協議会に対しましては、貴職から通知いただきますようお願いいたします。

[添付書類]

（畜産クラスター協議会）あて通知文書）

別記2-1 別添1 参考様式 補助金支払通知書(機械導入事業リース方式)
(中央畜産会 リース事業者)

[新設]

番 号
年 月 日

リース事業者 様

公益社団法人中央畜産会
会 長 印

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業リース方式)
に係る精算払いについて【第 回要望分】

令和 年 月 日付けをもって提出された標記事業精算払請求書につきまして、内容について審査したところ妥当と認められるので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程別記2-1 別添1 の第2の1の規定に基づき以下の通り補助金の支払いをいたしますので通知します。

あわせて、当該借受者への周知もお願い申し上げます。

なお、令和 年 月 日に指定の口座に振込みますのでご了承願います。

記

1 支払額

(1) 畜産経営強化支援事業	円
(2) 飼料生産受託組織等経営高度化支援事業	円
計	円

2 支払内訳

貴社より提出された別添「令和 年度 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)精算払請求書 事業別県別明細書(写)」のとおり。

別記2 - 1 別添1参考様式 補助金支払通知書(公募選定団体)(機械導入事業購入方式)

(中央畜産会 畜産クラスター協議会)

(公募選定団体団体経由)

番 号

年 月 日

畜産クラスター協議会会長 会長 様

(公募選定団体経由)

公益社団法人中央畜産会

会 長 印

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業購入方式)

に係る補助金の支払いについて【第 回要望分】

令和 年 月 日付けをもって(公募団体名)へ提出された標記事業精算払請求書につきまして、(公募団体名)において内容について審査したところ妥当と認められることから、補助金概算払請求書が本会へ提出されましたので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程別記2 - 1 別添1の第2の2の規定に基づき、下記のとおり補助金の支払いを通知します。

なお、令和 年 月 日に指定の畜産クラスター協議会の口座に振込みますので、入金確認後、直ちに当該取組主体への支払いをお願いいたします。

記

1 支払額

円

2 取組主体名

3 補助対象機械装置

貴会より提出された別添財産管理台帳のとおり

[新設]

別記2-1 別添1参考様式 補助金支払通知書(公募選定団体)(機械導入事業リース方式)
(中央畜産会 リース事業者)

[新設]

番 号
年 月 日

リース事業者 様

公益社団法人中央畜産会
会 長 印

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業リース方式)に係る
補助金の支払いについて【第 回要望分】

令和 年 月 日付けをもって(公募選定団体名)へ提出された標記事業精算払請求書につきまして、(公募選定団体名)において内容について審査したところ妥当と認められることから、補助金概算払請求書が本会へ提出されましたので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程別記2-1別添1の第2の2の規定に基づき下記のとおり補助金の支払いをいたしますので通知します。

あわせて、当該契約者への周知もお願い申し上げます。

なお、令和 年 月 日に指定の口座に振込みますのでご了承願います。

記

1 支払額

(1) 畜産経営強化支援事業	円
(2) 飼料生産受託組織等経営高度化支援事業	円
計	円

2 支払内訳

貴社より(公募選定団体名)へ提出された別添「令和 年度 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)精算払請求書及び事業別県別明細書(写)」のとおり。

別記2-1 別添1 参考様式 補助金支払日通知書（公募選定団体）
（中央畜産会 公募選定団体）

番 号
年 月 日

公募選定団体 様

公益社団法人中央畜産会
会 長 印

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）に係る
補助金支払日の通知について【第 回要望分】

令和 年 月 日付け（文書番号）をもって提出された標記事業補助金概算払請求書につきまして、別添写しのとおり補助金の支払日を畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程別記2-1 別添1の第2の2の規定に基づき通知します。

なお、畜産クラスター協議会宛ての通知文書につきましては、貴職から通知いただきますようお願いいたします。

〔添付書類〕

（畜産クラスター協議会）あて通知文書）

（リース事業者、畜産クラスター協議会）あて通知文書の写し

〔新設〕

別記 2 - 1 別添 2

機械導入事業により取得した財産の処分の取扱い

1 財産処分に係る承認申請等

(1) 補助対象財産の所有者(借受者を含む)が、処分制限期間内に財産処分をしようとするときは、取組主体等は、財産処分承認申請書(別紙様式第1号)により、中央畜産会会長(以下「会長」という。)に申請し、その承認を受けなければならない。

(2) 会長は、前項の承認をするときは、別表1の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。

2 災害被害財産等に係る承認申請等

(1) 取組主体等は、天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により利用することが困難となった補助対象財産について、復旧が不可能であると判断した場合であって、当該財産処分に係る収益がないことが明らかなきは、災害報告書(別紙様式第2号)により、会長に報告し、補助関係が終了したことの確認を求めることができる。

(2) 会長は、前項の報告書の記載内容が事実と相違ないと判断できる場合には、補助関係の終了の確認を行うものとする。ただし、災害報告書に記載されている復旧が不可能との判断に疑義がある場合には、1に従った手続きを指示することができる。

別表1(別添2-1の1関係)

〔表は略〕

別記 2 別添 2

機械導入事業により取得した財産の処分の取扱い

1 財産処分に係る承認申請等

(1) 補助対象財産の所有者(借受者を含む)が、処分制限期間内に財産処分をしようとするときは、取組主体等は、財産処分承認申請書(別紙様式第1号)により、中央畜産会会長(以下「会長」という。)に申請し、その承認を受けなければならない。

(2) 会長は、前項の承認をするときは、別表1の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。

2 災害被害財産等に係る承認申請等

(1) 取組主体等は、天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により利用することが困難となった補助対象財産について、復旧が不可能であると判断した場合であって、当該財産処分に係る収益がないことが明らかなきは、災害報告書(別紙様式第2号)により、会長に報告し、補助関係が終了したことの確認を求めることができる。

(2) 会長は、前項の報告書の記載内容が事実と相違ないと判断できる場合には、補助関係の終了の確認を行うものとする。ただし、災害報告書に記載されている復旧が不可能との判断に疑義がある場合には、1に従った手続きを指示することができる。

別表1(別添2の1関係)

〔表は略〕

別紙様式第1号

財産処分承認申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会長 殿

(所属協議会名)
(貸付主体名) 印
(取組主体名) 印

年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)により取得した(又は効用の増加した)財産について、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第20条の4の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、機械導入事業により取得した財産の処分の取扱い1の(1)の規定により、承認申請します。

記

- 1 処分の理由及び今後の利用方法等
 - (1) 処分を行う理由
 - (2) 今後の利用方法(処分区分)
 - ((注)今後の利用方法等、具体的に記述すること。)

- 2 処分の対象財産
 - (1) 取組主体等(転貸の場合は取組主体名を記載)
 - (2) 導入方式:(購入方式、リース方式(直貸)・(転貸)から該当するものを記載)
 - (3) 財産の名称、所在、型式、数量

名称	所在	形式	数量

(購入方式の場合は別記様式第3号-別紙2 申請内容、リース方式の場合は別記様式第4号-別紙2 申請内容に準じて記載)

- (4) 機械価格、補助金額
- (5) 事業参加承認日、文書番号
- (6) 耐用年数(処分制限期間): 年
- (7) 経過年数: 年 ヶ月
- (8) 現状の写真(添付)

3 処分予定年月日

別紙様式第1号

財産処分承認申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会長 殿

(所属協議会名)
(取組主体等名) 印

年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)により取得した(又は効用の増加した)財産について、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第20条の4の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、機械導入事業により取得した財産の処分の取扱い1の(1)の規定により、承認申請します。

記

- 1 処分の理由及び今後の利用方法等
 - (1) 処分を行う理由
 - (2) 今後の利用方法(処分区分)
 - ((注)今後の利用方法等、具体的に記述すること。)

- 2 処分の対象財産
 - (1) 取組主体等(転貸の場合は取組主体名を記載)
 - (2) 財産の名称、所在、型式、数量
(別記様式第3号-別紙2 申請内容に準じて記載)

- (3) 機械価格、補助金額
- (4) 事業参加承認日、文書番号
- (5) 耐用年数(処分制限期間) 経過年数
- (6) 写真(添付)

3 処分予定年月日

4 その他参考資料

- (注1) 財産処分により収益が見込まれる場合には、収益の内容がわかる資料を添付すること
(注2) 処分区分の欄に掲げる「目的外使用」、「補助事業を中止する場合」で、損失補償金を受ける場合には、次の資料を添付すること
補償契約書等の写し
取り壊し等の工事概要、事業費(予定)
(注3) 処分区分の欄に掲げる「譲渡」、「無償」で備考欄を適用する場合には、次の資料を添付すること

ア 購入方式の場合

- クラスター計画、同計画が県知事に認定されたことを証する書面
譲渡先の別記様式第3号 - 別紙2 申請内容
譲渡先の定款(法人の場合)
譲渡先の認定農業者の認定書面(写し)(該当する場合のみ)
譲渡先の農業環境規範に基づく点検シート(写し)(該当する場合のみ)
譲渡先の配合飼料価格安定制度に係る当該年度分の数量契約(写し)(該当する場合のみ)
譲渡先の登記事項証明書(写し)(法人の場合)
譲渡先への経営委譲(継承)を証する書面(写し)
財産管理台帳(写し)
その他、必要な書類

イ リース方式(直貸)の場合

- クラスター計画、同計画が県知事に認定されたことを証する書面
譲渡先の別記様式第4号 - 別紙2 申請内容
譲渡先の定款(法人の場合)
譲渡先の認定農業者の認定書面(写し)(該当する場合のみ)
譲渡先の農業環境規範に基づく点検シート(写し)(該当する場合のみ)
譲渡先の配合飼料価格安定制度に係る当該年度分の数量契約(写し)(該当する場合のみ)
譲渡先の登記事項証明書(写し)(法人の場合)
譲渡先への経営委譲(継承)を証する書面(写し)
リース契約書、借受書(写し)
その他、必要な書類

ウ リース方式(転貸)の場合

- クラスター計画、同計画が県知事に認定されたことを証する書面
譲渡先の別記様式第4号 - 別紙2 申請内容
譲渡先の定款(法人の場合)
譲渡先の認定農業者の認定書面(写し)(該当する場合のみ)
譲渡先の農業環境規範に基づく点検シート(写し)(該当する場合のみ)
譲渡先の配合飼料価格安定制度に係る当該年度分の数量契約(写し)(該当する場合のみ)
譲渡先の登記事項証明書(写し)(法人の場合)
譲渡先への経営委譲(継承)を証する書面(写し)
リース契約書、借受書(写し)
その他、必要な書類

4 その他参考資料

- (注1) 財産処分により収益が見込まれる場合には、収益の内容がわかる資料を添付すること
(注2) 処分区分の欄に掲げる「目的外使用」、「補助事業を中止する場合」で、損失補償金を受ける場合には、次の資料を添付すること
補償契約書等の写し
取り壊し等の工事概要、事業費(予定)
(注3) 処分区分の欄に掲げる「譲渡」、「無償」で備考欄を適用する場合には、次の資料を添付すること

ア 直貸の場合

- クラスター計画、同計画が県知事に認定されたことを証する書面
譲渡先の別記様式第3号 - 別紙2 申請内容
譲渡先の定款(法人の場合)
譲渡先の認定農業者の認定書面(写し)(該当する場合のみ)
譲渡先の農業環境規範に基づく点検シート(写し)
譲渡先の配合飼料価格安定制度に係る当該年度分の数量契約(写し)

譲渡先の登記事項証明書(写し)(法人の場合)
譲渡先への経営委譲(継承)を証する書面(写し)
財産管理台帳(写し)(該当する場合)
その他、必要な書類

イ 転貸の場合

- クラスター計画、同計画が県知事に認定されたことを証する書面
譲渡先の別記様式第3号 - 別紙2 申請内容
譲渡先の定款(法人の場合)
譲渡先の認定農業者の認定書面(写し)(該当する場合のみ)
譲渡先の農業環境規範に基づく点検シート(写し)
譲渡先の配合飼料価格安定制度に係る当該年度分の数量契約(写し)

譲渡先の登記事項証明書(写し)(法人の場合)
譲渡先への経営委譲(継承)を証する書面(写し)
財産管理台帳(写し)(該当する場合)
その他、必要な書類

別紙様式第2号

災害報告書

番号
年月日

公益社団法人中央畜産会
会長 殿

(所属協議会名)
(貸付主体名) 印
(取組主体名) 印

年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)により取得した(又は効用の増加した)補助対象財産(以下、「機械装置等」という。)が、災害(例 地震)により被災し、補助事業等の継続が困難となったので、報告いたします。

なお、貴会から、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)に基づく指示があった場合には、その指示に従います。

記

1 機械装置等の概要

- (1) 事業参加承認日、文書番号
- (2) 取組主体等(転貸の場合は取組主体名を記載)
- (3) 導入方式:(購入方式、リース方式(直貸)・(転貸)から該当するものを記載)
- (4) 機械装置等の名称、所在、型式、数量

名称	所在	形式	数量

(購入方式の場合は別記様式第3号-別紙2 申請内容、リース方式の場合は別記様式第4号-別紙2 申請内容に準じて記載)

- (5) 機械装置等の設置場所
- (6) 機械価格、補助金額
- (7) 耐用年数(処分制限期間): 年
- (8) 経過年数: 年 ヶ月

2 災害の概要

- (1) 被災の原因
年 月 日(地震による被災)(気象台調べ 時 分)
- (2) 被災の程度
施設等の破損(建物の が) 被害見積価格
機械装置等の復旧が不可能との判断した理由等
- (3) 被災機械装置の収支等
機械装置等の取り壊し等の概算経費
処分に係る収益等の見込額(損失補償金を含む。)

3 その他

[添付資料]

- 1 財産管理台帳(写し)(該当する場合)
- 2 被害状況の写真など
- 3 その他、必要な書類

別紙様式第2号

災害報告書

番号
年月日

公益社団法人中央畜産会
会長 殿

(所属協議会名)
(取組主体等名) 印

年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)により取得した(又は効用の増加した)補助対象財産(以下、「機械装置等」という。)が、災害(例 地震)により被災し、補助事業等の継続が困難となったので、報告いたします。

なお、貴会から、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)に基づく指示があった場合には、その指示に従います。

記

1 機械装置等の概要

- (1) 事業参加承認日、文書番号
- (2) 取組主体等(転貸の場合は取組主体名を記載)
- (3) 機械装置等の名称、所在、型式、数量
(別記様式第3号-別紙2 申請内容に準じて記載)

- (4) 機械装置等の設置場所
- (5) 機械価格、補助金額
- (6) 耐用年数(処分制限期間) 経過年数

2 災害の概要

- (1) 被災の原因
年 月 日(地震による被災)(気象台調べ 時 分)
- (2) 被災の程度
施設等の破損(建物の が) 被害見積価格
機械装置等の復旧が不可能との判断した理由等
- (3) 被災機械装置の収支等
機械装置等の取り壊し等の概算経費
処分に係る収益等の見込額(損失補償金を含む。)

3 その他

[添付資料]

- 1 財産管理台帳(写し)(該当する場合)
- 2 被害状況の写真など

別記2-2 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業（公募選定団体））

[新設]

別記2-2様式第1号（業務方法書第8条第1項関係）

令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業（公募選定団体））
 補助金交付申請書

番 号
 年 月 日

公益社団法人中央畜産会

会 長 殿

事業実施主体名
 代 表 者 名

印

令和 年度において、令和 年 月 日付け 第 号をもって生産局長の承認を受けた事業
 実施計画の内容のとおり事業を実施したいので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会
 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第1項の規定に基づき、畜産・
 酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容

別紙「令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施計画書」
 のとおり（実施要領別紙2の別記様式第2号（別紙の事業実施計画書を含む）の写しを添付）

- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	その他	
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業（公募選定団体））				
1 機械導入事業				
2 推進指導事業				
計				

注：事業を委託して実施する場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

- 4 事業実施期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

- 5 添付書面

- (1) 定款
- (2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

別記2 - 2様式第2号(業務方法書第8条第1項関係)

[新設]

令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業(公募選定団体))
補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名 印

令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号をもって補助金の交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業(公募選定団体)))については、事業実施計画の変更について、令和 年 月 日付け 第 号をもって生産局長から承認を受けたので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第1項の規定に基づき申請する。

記

1 変更(又は中止、廃止)の理由

2 事業の内容

別紙「令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)実施計画書」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(注)

1 中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

2 別記2 - 2様式第1号の記に準じ、変更部分が容易に比較対照できるよう2段書きし、上段に変更前を()書きで記載すること。

別記2 - 2様式第3号(業務方法書第8条第4項関係)

[新設]

令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業(公募選定団体))
 遂行状況報告書

番 号
 年 月 日

公益社団法人中央畜産会
 会 長 殿

事業実施主体名
 代 表 者 名 印

令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号をもって補助金の交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業(公募選定団体)))については、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第4項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		第3四半期までに完了したもの		第4四半期以後に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費(機械導入事業(公募選定団体)) 1 機械導入事業 2 推進指導事業	円	円	%	円		

(注)「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記2 - 2様式第4号(業務方法書第10条関係)

[新設]

令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業(公募選定団体))
 補助金概算払請求書

番 号
 年 月 日

公益社団法人中央畜産会
 会 長 殿

事業実施主体名
 代 表 者 名 印

令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号をもって補助金の交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業(公募選定団体)))については、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第10条第1項の規定に基づき、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求する。

記

1 概算請求額

区分	補助事業に要する経費	補助金	既受領額		今回請求額		残 額 -(+)		事業完了 予定年月日	備考
			金額	出来高	金額	月 日 までの予定 出来高	金額	月 日 までの予定 出来高		
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費(機械導入事業(公募選定団体))	円	円	円	%	円	%	円	%		
1 機械導入事業 ・リース方式 ・購入方式										
2 推進指導事業										
計										

2 振込先

別紙補助金請求書 明細書のとおり

3 機械導入事業の今回請求額に係る添付書類

- (1) 別紙の補助金請求書 明細書
- (2) 本規程別記2 - 1の様式第3号によるリース事業者からの精算払請求書の鑑(写し)及び添付書類の事業別県別の請求明細書(写し)
- (3) 本規程別記2 - 1の様式第1 - 1号によるクラスター協議会からの実績報告書の鑑(写し)及び財産管理台帳(写し)
- (4) 請求時点での事業費の支出実績及び支出計画

別紙様式

(別紙)

補助金請求書 明細書 基金管理団体への提出日

【リース方式】補助金請求一覧

リース事業者名	請求日	配分 回数	件 数	請求額		請求額計	振込先
				高度経営強化 支援事業	卸料生産受託組織等 経営高度化支援事業		
							金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、、、口座名義 (フリガナ)
						会社	

							金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、、、口座名義 (フリガナ)
						会社	

							金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、、、口座名義 (フリガナ)
						会社	

【購入方式】補助金請求一覧

資産クラスター 協議会名	請求日	配分 回数	件 数	取組主体名	事業名 ※該当する事業名を 記載する	請求額	振込先

【推進指導事務費】

請求額	振込先
	金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、、、口座名義 (フリガナ)

別記2 - 2様式第5号(業務方法書第10条関係)

[新設]

令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業(公募選定団体))
 補助金概算払請求書兼遂行状況報告書

番 号
 年 月 日

公益社団法人中央畜産会
 会 長 殿

事業実施主体名
 代 表 者 名 印

令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号をもって補助金の交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業(公募選定団体)))については、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第4項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

また、併せて同業務方法書第10条第1項の規定に基づき金 円を概算払によって交付されたく請求する。

記

1 概算請求額及び遂行状況

令和 年 月 日現在

区分	補助事業に要する経費	補助金	既受領額		遂行状況報告 令和 年 月 末日の出来高	今回請求額		残 額 -(+)		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	月 日までの予定出来高	金額	月 日までの予定出来高		
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費(機械導入事業(公募選定団体))	円	円	円	%		円	%	円	%		
1 機械導入事業											
・リース方式											
・購入方式											
2 推進指導事業											
計											

2 振込先

別紙補助金請求書 明細書のとおり

3 機械導入事業の今回請求額に係る添付書類

(1) 別紙の補助金請求書 明細書

別記2 - 2 様式第4号(業務方法書第10条関係)に同じ

(2) 本規程別記2 - 1の様式第3号によるリース事業者からの精算払請求書の鑑(写し)及び添付書類の事業別県別の請求明細書(写し)

(3) 本規程別記2 - 1の様式第1 - 1号によるクラスター協議会からの実績報告書の鑑(写し)及び財産管理台帳(写し)

(4) 請求時点での事業費の支出実績及び支出計画

別記2 - 2様式第6号(業務方法書第9条第1項関係)

[新設]

令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業(公募選定団体))
 実績報告書

番 号
 年 月 日

公益社団法人中央畜産会
 会 長 殿

事業実施主体名
 代 表 者 名 印

令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号をもって補助金の交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業(公募選定団体)))について、交付決定通知の内容に従い実施したので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第9条第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

また、併せて精算額として畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金 円の交付を請求する。

記

1 事業の目的

2 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業(公募選定団体))実施実績書

(注)実施計画書に準じて実施実績書を作成する(別紙の事業実施計画書を除く)。なお、計画と実績が異なる場合は、実績の上段に計画を()書きで表示することや、変更箇所を加筆修正するなどの方法により、計画と実績が比較対照できるよう表示する。

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に要した経費	補助金	左の内訳		備考
			既受領額	精算額	
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費 (機械導入事業(公募選定団体))	円	円	円	円	
1 機械導入事業 ・リース方式 ・購入方式					
2 推進指導事業					
計					

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

6 振込先

別紙補助金請求書 明細書のとおり

7 機械導入事業の今回請求額に係る添付書類

(1) 別紙の補助金請求書 明細書

別記2 - 2 様式第4号(業務方法書第10条関係)に同じ

(2) 本規程別記2 - 1の様式第3号によるリース事業者からの精算払請求書の鑑(写し)及び添付書類の事業別県別の請求明細書(写し)

(3) 本規程別記2 - 1の様式第1 - 1号によるクラスター協議会からの実績報告書の鑑(写し)及び財産管理台帳(写し)

8 推進指導事業に係る添付書類

(注) 証拠書類として、各支出科目ごとに支出経費が明らかになる補助元帳などの写しを必ず添付すること。

別記2 - 2様式第7号(業務方法書第9条第6項関係)

[新設]

令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業(公募選定団体))
の仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会

会 長 殿

事業実施主体名

代 表 者 名

印

令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号をもって補助金の交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業(公募選定団体)))について、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第9条第6項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

(併せて、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還する。(返還がある場合、記載すること))

記

1 補助金の額の確定額 金 円

(令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号による額の確定通知額)

2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円

4 補助金返還相当額(3 - 2) 金 円

(注)記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・付記2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し
- ・3の金額の積算内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。)
- ・事業を実施する者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。
- ・その他参考となる資料を添付すること。

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料。
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）。
- ・事業を実施する者（取組主体）が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。
- ・その他参考となる資料を添付すること。

別記3 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（実証支援事業）

年号の改正（令和）

別記3 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（実証支援事業）

年号の改正（平成）

別記 4 - 1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産経営基盤継承支援事業（施設整備事業）） [新設]

別記 4 - 1 様式第 1 号（業務方法書第 8 条第 1 項関係）

令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産経営基盤継承支援事業（施設整備事業））
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

都道府県知事 印

令和 年度において、令和 年 月 日付け 第 号をもって 農政局長の承認を受けた事業実施計画の内容のとおり事業を実施したいので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第 8 条第 1 項の規定に基づき、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金 円の交付を申請する。

記

- 1 都道府県事業実施計画総括表（実施要領別紙 4 の別記様式第 2 号別添）
- 2 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産経営基盤継承支援事業（施設整備事業））実施計画書（実施要領別紙 4 の別記様式第 1 号）

（注）承認を受けた農政局長は、地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長を記載。

別記4 - 1 様式第2号 (業務方法書第8条第1項関係)

[新設]

令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (畜産経営基盤継承支援事業 (施設整備事業))
補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

都道府県知事 印

令和 年度において、令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号をもって交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業 (畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (畜産経営基盤継承支援事業 (施設整備事業))) については、事業実施計画の変更について、令和 年 月 日付け 第 号をもって 農政局長から承認を受けたので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第1項の規定に基づき申請する。

記

1 変更 (又は中止、廃止) の理由

2 関係書類

(注)

- 1 中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 承認を受けた農政局長は、地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長を記載。
- 3 都道府県事業実施計画総括表及び実施計画書の変更箇所を変更前と変更後が比較対照できるように表示して提出すること。

別記4 - 1様式第3号(業務方法書第8条第4項関係)

[新設]

令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産経営基盤継承支援事業(施設整備事業))
遂行状況報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

都道府県知事 印

令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号をもって補助金の交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産経営基盤継承支援事業(施設整備事業)))については、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第4項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		第3四半期までに完了したもの		第4四半期以後に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費(畜産経営基盤継承支援事業(施設整備事業))	円	円	%	円		

(注)「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記4 - 1様式第4号(業務方法書第10条関係)

[新設]

令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業((畜産経営基盤継承支援事業施設整備事業))
 補助金概算払請求書

番 号
 年 月 日

公益社団法人中央畜産会
 会 長 殿

都道府県知事 印

令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号をもって補助金の交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産経営基盤継承支援事業(施設整備事業)))については、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第10条第1項の規定に基づき、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求する。

記

区 分	補助事業に要する経費	補助金	既受領額		今回請求額		残 額 -(+)		事業完了 予定年月日	備考
			金額	出来高	金額	月 日 までの予定 出来高	金額	月 日 までの予定 出来高		
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費(畜産経営基盤継承支援事業(施設整備事業))	円	円	円	%	円	%	円	%		
1 事業費										
2 附帯事務費										
計										

<振込先>
 金融機関名
 支店名
 口座種別・口座番号
 口座名義

別記4-1様式第5号(業務方法書第10条関係)

[新設]

令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産経営基盤継承支援事業(施設整備事業))
 補助金概算払請求書兼遂行状況報告書

番 号
 年 月 日

公益社団法人中央畜産会

会 長 殿

都道府県知事 印

令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号をもって補助金の交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産経営基盤継承支援事業(施設整備事業)))については、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第4項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

また、併せて同業務方法書第10条第1項の規定に基づき金 円を概算払によって交付されたく請求する。

記

令和 年 月 日現在

区分	補助事業に要する経費	補助金	既受領額		遂行状況報告 平成 年 月 末日の出来高	今回請求額		残 額 -(+)		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	月 日までの予定出来高	金額	月 日までの予定出来高		
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費(畜産経営基盤継承支援事業(施設整備事業))	円	円	円	%		円	%	円	%		
1 事業費											
2 附帯事務費											
計											

<振込先>

金融機関名
 支店名
 口座種別・口座番号
 口座名義

別記4 - 1様式第6号(業務方法書第9条第1項関係)

[新設]

令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産経営基盤継承支援事業(施設整備事業))
実績報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

都道府県知事 印

令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号をもって補助金の交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産経営基盤継承支援事業(施設整備事業)))について、交付決定通知の内容に従い実施したので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第9条第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

また、併せて精算額として畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金 円の交付を請求する。

記

1 精算額

区分	補助事業に要した経費	補助金	左の内訳		備考
			既受領額	精算額	
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費(畜産経営基盤継承支援事業(施設整備事業))	円	円	円	円	
1 事業費					
2 附帯事務費					
計					

<振込先>

金融機関名
支店名
口座種別・口座番号
口座名義

2 都道府県事業実施実績総括表

(注) 実施計画総括表に準じて実施実績総括表を作成する。

なお、計画と実績が異なる場合は、実績の上段に計画を()書きで表示することや、変更箇所を加筆修正するなどの方法により、計画と実績が比較対照できるよう表示する。

3 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産経営基盤継承支援事業(施設整備事業))実施実績書

(注) 実施計画書に準じて実施実績書を作成する。

なお、計画と実績が異なる場合は、実績の上段に計画を()書きで表示することや、変更箇所を加筆修正するなどの方法により、計画と実績が比較対照できるよう表示する。

4 添付書類

支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写し及び確認のための資料(出来高設計書、財産管理台帳の写し等)を添付し、経費以外に係るものについては、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付する。

別記4 - 1 様式第7号 (業務方法書第8条第5項関係)

[新設]

令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (畜産経営基盤継承支援事業 (施設整備事業))
繰越承認申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

都道府県知事 印

令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号をもって交付決定通知のあった令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業 (畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (畜産経営基盤継承支援事業 (施設整備事業))) 補助金について、下記のとおり繰越したいので、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第5項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 理由書

別紙のとおり。

2 箇所別調書

別紙のとおり。

3 工程表及び位置図

別紙のとおり。

別紙

理由書

事項名 県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費（畜産経営基盤継承支援事業（施設整備事業））補助

箇所名 県 地区

予算額（補助金） 円

うち繰越額 円

繰越事由

<記載例>

本地区は、～を目的として、～の整備を行うものであり、令和 年3月末の完成を目指していた。

令和 年 月に事業実施主体である 協議会が精査したところ、 など、再検討せざるを得ず、不測の日数 か月を要し、年度内の完成が困難となったものである。

なお、本工事については、令和 年 月に完成する予定である。

注：1 理由書は、繰越地区ごとに作成する。

2 繰越事由の 欄には、該当する繰越条件（計画に関する諸条件、設計に関する諸条件、気象の関係、用地の関係、補償処理の困難又は資材の入手難）を記載する。

3 繰越事由の具体的内容は、都道府県の繰越事務手引き、「繰越しガイドブック（財務省発行）」の第 章の第2節 明許繰越し及び翌債を行う場合の事由等を参考にして記載する。

[新設]

別紙
箇別調書(空債承認に係るもの)
畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(畜産・酪農収益力強化整備事業等特別対策事業(畜産経営基礎継承支援事業(施設整備事業))の繰越予定地区調書

事業項目	箇所名	事業概要	(当初計画) 変更計画	翌年度にわたる 債務負担を必要 とする額(円)	左の額の支出見込額内訳(円)		事業完了 予定年月日	備考
					本年度分	翌年度分		
県 畜産・酪農収益力強 化整備等特別対策事 業(畜産経営基礎継 承支援事業(施設整 備事業))	市 地区	位置 市 事業実施主体名 クラスター協議会 取組主体名 工事内容 1棟	設計精算・入札期間 (R年R月R年R月) 工事期間 (R年R月R年R月)					
計				0	0	0	0	

注:本様式は「空債承認」に係るものであり、「事故繰越」の場合は別途指示する。

別紙

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産経営基盤継承支援事業(施設整備事業)))補助金(〇〇地区)工程表

工種	翌年度(〇〇年度)																						
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
畜産飼養管理施設建築工事 (又は〇〇建築工事)	設計積算等																						
	入札手続																						
変更計画	設計積算等																						
	入札手続																						

注: 上表は、作成例です。工程表は、繰越しの実態に合わせて作成すること。

別記4 - 1 様式第8号 (業務方法書第9条第1項関係)

[新設]

令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (畜産経営基盤継承支援事業 (施設整備事業))
実績報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会

会 長 殿

都道府県知事 印

令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号をもって補助金の交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業 (畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (畜産経営基盤継承支援事業 (施設整備事業))) について、交付決定通知の内容に従い実施したので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第9条第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

また、併せて精算額として畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金 円の交付を請求する。

記

1 精算額

区分	補助事業に要した経費	補助金	左の内訳		備考
			既受領額	精算額	
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費 (畜産経営基盤継承支援事業 (施設整備事業))	円	円	円	円	
1 事業費					
2 附帯事務費					
計					

注：補助金等については、繰越し分を除く金額を記入する。

< 振込先 >

金融機関名

支店名

口座種別・口座番号

口座名義

2 都道府県事業実施実績総括表
総括表(全体)

(都道府県名：)

番号	市町村名	事業実施 主体名	取組 内容	対象畜 種・ 作物等名	事業内容 (工種、施設 区分、構造、 規格、能力 等)	事業費 (円)	負担区分(円)				完了 年月日	備考
							補助金	都道府 県費	市町 村費	その他		
事業費計												
附帯事務費												
計												

- (注) 1 「取組内容」欄には、事業実施主体が行う主な取組内容を記載すること。
 2 「対象作物・畜種名等」欄には、対象となる具体的な畜種・作物等名を記載することとし、複数作物等を対象とする場合にあっては併記すること。
 3 「事業内容」欄には、要綱別表に掲げる事業の内容を記入するほか、整備する施設の規模、処理量、施設等付帯事業の内容等を記入すること。
 4 各番号に対応する別記様式第1号別添(実施実績書)を添付すること。
 5 計画と実績が異なる場合は、実績の上段に計画を()書きで表示することや、変更箇所を加筆修正するなどの方法により、計画と実績が比較対照できるよう表示する。

総括表(今回確定分)

(都道府県名：_____)

番号	市町村名	事業実施 主体名	取組 内容	対象畜 種・ 作物等名	事業内容 (工種、施設 区分、構造、 規格、能力 等)	事業費 (円)	負担区分(円)				完了 年月日	備考
							補助金	都道府 県費	市町 村費	その他		
事業費計												
附帯事務費												
計												

- (注) 1 「取組内容」欄には、事業実施主体が行う主な取組内容を記載すること。
 2 「対象作物・畜種名等」欄には、対象となる具体的な畜種・作物等名を記載することとし、複数作物等を対象とする場合にあっては併記すること。
 3 「事業内容」欄には、要綱別表に掲げる事業の内容を記入するほか、整備する施設の規模、処理量、施設等付帯事業の内容等を記入すること。
 4 各番号に対応する別記様式第1号別添(実施実績書)を添付すること
 5 計画と実績が異なる場合は、実績の上段に計画を()書きで表示することや、変更箇所を加筆修正するなどの方法により、計画と実績が比較対照できるよう表示する。

総括表(未確定分)

(都道府県名：_____)

番号	市町村名	事業実施主体名	取組内容	対象畜種・作物等名	事業内容 (工種、施設 区分、構造、 規格、能力 等)	事業費 (円)	負担区分(円)				完了 年月日	備考
							補助金	都道府 県費	市町 村費	その他		
事業費計												
附帯事務費												
計												

- (注) 1 「取組内容」欄には、事業実施主体が行う主な取組内容を記載すること。
 2 「対象作物・畜種名等」欄には、対象となる具体的な畜種・作物等名を記載することとし、複数作物等を対象とする場合にあっては併記すること。
 3 「事業内容」欄には、要綱別表に掲げる事業の内容を記入するほか、整備する施設の規模、処理量、施設等付帯事業の内容等を記入すること。

3 添付書類

支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写し及び確認のための資料(出来高設計書、財産管理台帳の写し等)を添付し、経費以外に係るものについては、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付する。

[新設]

別記4 - 1様式第9号(業務方法書第9条第1項関係)

[新設]

令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産経営基盤継承支援事業(施設整備事業))
実績報告書(繰越分)

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

都道府県知事 印

令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号をもって補助金の交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産経営基盤継承支援事業(施設整備事業)))について、交付決定通知の内容に従い実施したので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第9条第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

また、併せて精算額として畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金 円の交付を請求する。

記

1 精算額

区分	補助事業 に要した 経費	補助金	左の内訳		備考
			既受領額	精算額	
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費 (畜産経営基盤継承支援事業(施設整備事業))	円	円	円	円	
1 事業費					
2 附帯事務費					
計					

注:補助金等については、繰越し分の金額を記入する。

<振込先>
金融機関名
支店名
口座種別・口座番号
口座名義

2 都道府県事業実施実績総括表(繰越分)

(注)実施計画書に準じて実施実績書を作成する。

なお、計画と実績が異なる場合は、実績の上段に計画を()書きで表示することや、変更箇所を加筆修正するなどの方法により、計画と実績が比較対照できるよう表示する。

3 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産経営基盤継承支援事業(施設整備事業))実施実績書(繰越分)

(注)実施計画書に準じて実施実績書を作成する。

なお、計画と実績が異なる場合は、実績の上段に計画を()書きで表示することや、変更箇所を加筆修正するなどの方法により、計画と実績が比較対照できるよう表示する。

4 添付書類

支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写し及び確認のための資料(出来高設計書、財産管理台帳の写し等)を添付し、経費以外に係るものについては、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付する。

別記4 - 1 様式第10号 (業務方法書第9条第6項関係)

[新設]

令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (畜産経営基盤継承支援事業 (施設整備事業))
の仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

都道府県知事 印

令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号をもって補助金の交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業 (畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (畜産経営基盤継承支援事業 (施設整備事業))) について、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第9条第6項の規定に基づき、下記のとおり報告する。
(併せて、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還する。(返還がある場合、記載すること))

記

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| 1 補助金の額の確定額 | 金 円 |
| (令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号による額の確定通知額) | |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 円 |
| 4 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者 (取組主体) が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

・消費税確定申告書の写し (税務署の收受印等のあるもの)

・付記2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し

・3の金額の積算内訳 (人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。)

- ・事業を実施する者（取組主体）が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。
- ・その他参考となる資料を添付すること。

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者（取組主体）が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料。

・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）。

・事業を実施する者（取組主体）が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。

・その他参考となる資料を添付すること。

財産管理台帳

地区名	地区		事業の年度	令和 年度		農林水産省所管補助金名	経費の配分				処分制限期間		処分の状況		
	事業の種類	事業主体		工事着工年月日	工事竣工年月日		補助金	都道府県費	市町村費	その他	耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	摘要
	工事構造設置区分	施工箇所又は設置場所	事業量			総事業費									
	計														
	計														
	合計														

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等を記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合は、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

[新設]

別記4 - 1様式第12号(業務方法書第22条関係)

[新設]

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

事業実施主体等の長 殿

所在地
商号又は名称
代表者 印

当社は、貴殿発注の 契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から 契約に係る指名停止等の措置を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

(注) 1 には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む

3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第7条第2項の規定に基づく排除措置命令又は同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記 4 - 2 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産経営基盤継承支援事業（推進事業）） [新設]

別記 4 - 2 様式第 1 号（業務方法書第 8 条第 1 項関係）

令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産経営基盤継承支援事業（推進事業））
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名 印

令和 年度において、令和 年 月 日付け 第 号をもって 農政局長の承認を受けた事業実施計画の内容のとおり事業を実施したいので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第 8 条第 1 項の規定に基づき、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金 円の交付を申請する。

記

1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産経営基盤継承支援事業（推進事業））実施計画書
（実施要領別紙 4 の別記様式第 1 号別添）

（注）承認を受けた農政局長は、地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長を記載。

別記4 - 2様式第2号(業務方法書第8条第1項関係)

[新設]

令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産経営基盤継承支援事業(推進事業))
補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会

会 長 殿

事業実施主体名

代 表 者 名 印

令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号をもって補助金の交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産経営基盤継承支援事業(推進事業)))については、事業実施計画の変更について、令和 年 月 日付け 第 号をもって 農政局長から承認を受けたので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第1項の規定に基づき申請する。

記

1 変更(又は中止、廃止)の理由

2 関係書類

(注)

- 1 中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 承認を受けた農政局長は、地方農政局長(北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)を記載。
- 3 交付決定を受けた実施計画書の変更箇所を変更前と変更後が比較対照できるように表示して提出を添付すること。

別記4 - 2様式第3号(業務方法書第8条第4項関係)

[新設]

令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産経営基盤継承支援事業(推進事業))
 遂行状況報告書

番 号
 年 月 日

公益社団法人中央畜産会
 会 長 殿

事業実施主体名
 代 表 者 名 印

令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号をもって補助金の交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産経営基盤継承支援事業(推進事業)))については、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第4項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		第3四半期までに完了したもの		第4四半期以後に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費(畜産経営基盤継承支援事業(推進事業))	円	円	%	円		

(注)「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記4 - 2様式第4号(業務方法書第10条関係)

[新規]

令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産経営基盤継承支援事業(推進事業))
 補助金概算払請求書

番 号
 年 月 日

公益社団法人中央畜産会
 会 長 殿

事業実施主体名
 代 表 者 名 印

令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号をもって補助金の交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産経営基盤継承支援事業(推進事業)))については、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第10条第1項の規定に基づき、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求する。

記

区分	補助事業に要する経費	補助金	既受領額		今回請求額		残 額 -(+)		事業完了 予定年月日	備考
			金額	出来高	金額	月 日 までの予定 出来高	金額	月 日まで の予定 出来高		
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費(畜産経営基盤継承支援事業(推進事業))	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

<振込先>

金融機関名
 支店名
 口座種別・口座番号
 口座名義

別記4 - 2様式第5号(業務方法書第10条関係)

[新規]

令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産経営基盤継承支援事業(推進事業))
 補助金概算払請求書兼遂行状況報告書

番 号
 年 月 日

公益社団法人中央畜産会

会 長 殿

都道府県知事 印

令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号をもって補助金の交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産経営基盤継承支援事業(推進事業)))については、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第4項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

また、併せて同業務方法書第10条第1項の規定に基づき金 円を概算払によって交付されたく請求する。

記

令和 年 月 日現在

区分	補助事業に要する経費	補助金	既受領額		遂行状況報告 令和 年 月 末日の出来高	今回請求額		残 額 -(+)		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	月 日までの予定出来高	金額	月 日までの予定出来高		
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費(畜産経営基盤継承支援事業(推進事業))	円	円	円	%		円	%	円	%		
計											

<振込先>

金融機関名
 支店名
 口座種別・口座番号
 口座名義

別記4 - 2様式第6号(業務方法書第9条第1項関係)

[新規]

令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産経営基盤継承支援事業(推進事業))
 実績報告書

番 号
 年 月 日

公益社団法人中央畜産会
 会 長 殿

事業実施主体名
 代 表 者 名 印

令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号をもって補助金の交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産経営基盤継承支援事業(推進事業)))について、交付決定通知の内容に従い実施したので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第9条第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

また、併せて精算額として畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金 円の交付を請求する。

記

1 精算額

区分	補助事業に要した経費	補助金	左の内訳		備考
			既受領額	精算額	
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費 (畜産経営基盤継承支援事業(推進事業))	円	円	円	円	
計					

< 振込先 >

金融機関名
 支店名
 口座種別・口座番号
 口座名義

2 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産経営基盤継承支援事業(推進事業))実施実績書
 (注)実施計画書に準じて実施実績書を作成する。なお、計画と実績が異なる場合は、実績の上段に計画を()書きで表示することや、変更箇所を加筆修正するなどの方法により、計画と実績が比較対照できるよう表示する。

3 添付書類

(注)各支出科目ごとに支出経費が明らかになる領収証等の証拠書類を必ず添付すること。

別記4 - 2様式第7号(業務方法書第9条第6項関係)

[新規]

令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産経営基盤継承支援事業(推進事業))
の仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会

会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名 印

令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号をもって補助金の交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産経営基盤継承支援事業(推進事業)))について、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第9条第6項の規定に基づき、下記のとおり報告する。
(併せて、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還する。(返還がある場合、記載すること))

記

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| 1 補助金の額の確定額 | 金 円 |
| (令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号による額の確定通知額) | |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 円 |
| 4 補助金返還相当額(3 - 2) | 金 円 |

(注)記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)

・付記2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し

・3の金額の積算内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。)

- ・事業を実施する者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。
- ・その他参考となる資料を添付すること。

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料。
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）。
- ・事業を実施する者（取組主体）が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。
- ・その他参考となる資料を添付すること。

別記4 - 2様式第8号(業務方法書第8条第2項関係)

[新規]

令和 年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産経営基盤継承支援事業(推進事業))
交付決定前着手届

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会

会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名 印

公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第2項の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手するので下記のとおりお届けする。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金の交付を受けた金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更(事業の内容変更)はないこと。

別 添

1 事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	事業費	うち補助金		
		着手年月日	完了予定年月日	

2 交付決定前着手理由:

別記5 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業・肉用牛）

[新規]

別記5 様式第1号（業務方法書第8条第1項関係）

令和 ○年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
（生産基盤拡大加速化力事業（肉用牛））補助金交付申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名 -
代 表 者 名 印

令和 年度において、令和 年 月 日付け 第 号をもって生産局長の承認を受けた
事業実施計画の内容のとおり事業を実施したいので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜
産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第1項の規定に基づき、
畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金 円の交付を申請する。

記

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
（生産基盤拡大加速化力事業（肉用牛））実施計画書

（注）実施要領別紙5の別記様式第1号の別添 を関係書類として添付すること。

別記5様式第2号(業務方法書第8条第1項関係)

[新規]

令和〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
(生産基盤拡大加速化力事業(肉用牛))補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名 印

令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号をもって補助金の交付決定通知のあった令和
〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(生産基盤拡大加速化力事業(肉用牛))について
は、事業実施計画の変更について、令和 年 月 日付け 第 号をもって生産局長から承
認を受けたので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策
基金等事業基金管理業務方法書第8条第1項の規定に基づき申請する。

記

1 変更(又は中止、廃止)の理由

2 関係書類

(注)

- 1 1は、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 交付決定を受けた実施計画書の変更箇所を加筆修正などの方法により、変更前と変更後が比
較対照できるよう表示して提出すること。

別記5様式第3号(第8条第4項関係)

[新規]

令和〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
(生産基盤拡大加速化力事業(肉用牛))遂行状況報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名 印

令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号をもって補助金の交付決定通知のあった令和
〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(生産基盤拡大加速化力事業(肉用牛))について
は、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条
第4項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

事業の内容	総事業費	事業の遂行状況				備考
		第3四半期までに 完了したもの		第4四半期以降に 実施するもの		
		事業費	出来高 比率	事業費	出来高 比率	
	円	円	%	円	%	

注)「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記5様式第4号(業務方法書第10条関係)

[新規]

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
(生産基盤拡大加速化力事業(肉用牛))補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名 印

令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号をもって補助金の交付決定通知のあった令和
○年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(生産基盤拡大加速化力事業(肉用牛))について
は、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第10条
第1項の規定に基づき、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求する。

記

事業の内容	補助 事業 に要 する 経費	補助 金	既受領額		今回請求額		残 額 -(+)		事業 完了 予定 年月 日	備 考
			金額	出来高	金額	月 日 まで の予定 出来高	金額	月 日 まで の予定 出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

<振込先>

金融機関名・支店名
口座種別・口座番号
口座名義

別記5様式第5号(業務方法書第9条第1項関係)

[新規]

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
(生産基盤拡大加速化力事業(肉用牛))実績報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名 印

令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号をもって補助金の交付決定通知のあった令和
〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(生産基盤拡大加速化力事業(肉用牛))について、
交付決定通知の内容に従い実施したので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・
酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第9条第1項の規定に基づき、その実績を
報告する。

また、併せて精算額として畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金 円の交付を請
求する。

記

1 精算額

事業の内容	事業費	補助金	左の内訳		備考
			既受領 額	精算額	
	円	円	円	円	
計					

<振込先>

金融機関名・支店名
口座種別・口座番号
口座名義

2 畜産・酪農生産力強化対策事業(事業)実績報告書

(注)実施計画総括表に準じて実施実績総括表を作成する。

なお、計画と実績が異なる場合は、実績の上段に計画を()書きで表示することや、変更
箇所を加筆修正するなどの方法により、計画と実績が比較対照できるよう表示する。

3 添付書類

(注)支出科目ごとに支出経費が明らかになる証拠書類を必ず添付すること。

別記5様式第6号(業務方法書第9条第6項関係)

[新規]

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
(生産基盤拡大加速化力事業(肉用牛))の仕入れに係る
消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名 印

令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号をもって補助金の交付決定通知のあった令和
〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(生産基盤拡大加速化力事業(肉用牛))について、
公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第9条第6
項の規定に基づき、下記のとおり報告する。
(併せて、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還する。(返還がある場合、記
載すること))

記

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| 1 補助金の額の確定額 | 金 円 |
| (令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号による額の確定通知額) | |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2) | 金 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付記2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し
- ・3の金額の積算内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。)
- ・事業を実施する者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。
- ・その他参考となる資料を添付すること。

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料。
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)。
- ・事業を実施する者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。
- ・その他参考となる資料を添付すること。

別記6 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業・乳用牛）

[新規]

別記6様式第1号（業務方法書第8条第1項関係）

令和〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
（生産基盤拡大加速化力事業（乳用牛））補助金交付申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名 印

令和 年度において、令和 年 月 日付け 第 号をもって生産局長の承認を受けた
事業実施計画の内容のとおり事業を実施したいので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜
産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条第1項の規定に基づき、
畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金 円の交付を申請する。

記

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
（生産基盤拡大加速化力事業（乳用牛））実施計画書

（注）実施要領別紙5の別記様式第1号の別添 を関係書類として添付すること。

別記6様式第2号(業務方法書第8条第1項関係)

[新規]

令和〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
(生産基盤拡大加速化力事業(乳用牛))補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名 印

令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号をもって補助金の交付決定通知のあった令和
〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(生産基盤拡大加速化力事業(乳用牛))について
は、事業実施計画の変更について、令和 年 月 日付け 第 号をもって生産局長から承
認を受けたので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策
基金等事業基金管理業務方法書第8条第1項の規定に基づき申請する。

記

1 変更(又は中止、廃止)の理由

2 関係書類

(注)

- 1 1は、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 交付決定を受けた実施計画書の変更箇所を加筆修正などの方法により、変更前と変更後が比
較対照できるよう表示して提出すること。

別記6様式第3号(第8条第4項関係)

[新規]

令和〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
(生産基盤拡大加速化力事業(肉用牛))遂行状況報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会

会 長 殿

事業実施主体名

代 表 者 名 印

令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号をもって補助金の交付決定通知のあった令和
〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(生産基盤拡大加速化力事業(乳用牛))について
は、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第8条
第4項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

事業の内容	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		第3四半期までに 完了したもの		第4四半期以降に 実施するもの		
		事業費	出来高 比率	事業費	出来高 比率	
	円	円	%	円	%	

注)「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記6様式第4号(業務方法書第10条関係)

[新規]

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
(生産基盤拡大加速化力事業(乳用牛))補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名 印

令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号をもって補助金の交付決定通知のあった令和
○年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(生産基盤拡大加速化力事業(乳用牛))について
は、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第10条
第1項の規定に基づき、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求する。

記

事業の内容	補助 事業 に要 する 経費	補助 金 — — 円	既受領額		今回請求額		残 額 -(+)		事業 完了 予定 年月 日	備 考
			金額	出来高	金額	月 日 まで の 予 定 出 来 高	金額	月 日 まで の 予 定 出 来 高		
	円	円	%	円	%	円	%			
計										

<振込先>

金融機関名・支店名

口座種別・口座番号

口座名義

別記6様式第5号(業務方法書第9条第1項関係)

[新規]

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
(生産基盤拡大加速化力事業(乳用牛))実績報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名 印

令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号をもって補助金の交付決定通知のあった令和
〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(生産基盤拡大加速化力事業(乳用牛))について、
交付決定通知の内容に従い実施したので、下記の関係書類を添え、公益社団法人中央畜産会畜産・
酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第9条第1項の規定に基づき、その実績を
報告する。

また、併せて精算額として畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金 円の交付を請
求する。

記

1 精算額

事業の内容	事業費	補助金	左の内訳		備考
			既受領 額	精算額	
	円	円	円	円	
計					

< 振込先 >

金融機関名・支店名
口座種別・口座番号
口座名義

2 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(生産基盤拡大加速化力事業(乳用牛))
実績報告書

(注)実施計画総括表に準じて実施実績総括表を作成する。

なお、計画と実績が異なる場合は、実績の上段に計画を()書きで表示することや、変更
箇所を加筆修正するなどの方法により、計画と実績が比較対照できるよう表示する。

3 添付書類

(注)支出科目ごとに支出経費が明らかになる証拠書類を必ず添付すること。

別記6様式第6号(業務方法書第9条第6項関係)

[新規]

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
(生産基盤拡大加速化力事業(乳用牛))の仕入れに係る
消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

事業実施主体名
代 表 者 名 印

令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号をもって補助金の交付決定通知のあった令和
〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(生産基盤拡大加速化力事業(乳用牛))について、
公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第9条第6
項の規定に基づき、下記のとおり報告する。
(併せて、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還する。(返還がある場合、記
載すること))

記

- | | | | |
|---|-----------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| | (令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

(注)記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付記2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し
- ・3の金額の積算内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。)
- ・事業を実施する者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。
- ・その他参考となる資料を添付すること。

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注)消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

(注)記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料。
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)。
- ・事業を実施する者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。
- ・その他参考となる資料を添付すること。

別記7 畜産・酪農生産力強化対策事業（酪農経営改善対策事業・肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業・繁殖性等向上対策事業・養豚競争力強化対策事業）

年号の改正（令和）

別記4 畜産・酪農生産力強化対策事業（酪農経営改善対策事業・繁殖性等向上対策事業・養豚競争力強化対策事業）

年号の改正（平成）